

# 日本ルービックキューブ協会規約

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

この組織の名称は日本ルービックキューブ協会（以下協会）と称す。  
英文の名称を Japan Rubik's Cube Association（略称 JRCA）とする。

### 第2条 (目的)

協会は立体パズルの日本国内及び国外における普及発展を目的とする。

### 第3条 (事業)

協会は目的を達成するため以下の事業を行う。

1. 立体パズルの普及活動
2. 立体パズルの全国大会他各種競技会・講習会等の開催
3. 公式記録・公式大会の記録の管理
4. 協会ホームページの管理
5. その他必要と認める事業

### 第4条 (本部)

協会の円滑な運営を図るため、次により本部設置する。

1. 会長は本部を統括する。
2. 本部の運営に関し必要な事項は会長がこれを定める。

### 第5条 (組織)

協会は第2条の目的に賛同する立体パズル愛好者をもって構成し、その構成は付図1 日本ルービックキューブ協会組織図による。

## 第2章 財務

### 第6条 (経費)

協会の経費は事業活動に付随する収入、会費及び寄付金を以ってこれにあてる。

### 第7条 (資産)

協会の資産は事務局長がこれを管理する。現金はこれを預金で保管する。

### 第8条 (会計年度)

1. 協会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第3章 協会役員

#### 第9条 (協会役員)

協会は次の各号に掲げる協会役員をおく。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 1名
- 3 事務局長 1名
- 4 各地域支部長 1名
- 5 各地域副支部長 1名
- 6 その他定める役員

#### 第10条 (協会役員を選出、任務)

- 1 会長は協会を統括し、協会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは代行する。
- 3 事務局長は、財務・経理を担当する。
- 4 各地域支部長は、各支部を統括し、大会の運営や定例会の開催を行う
- 5 各地域副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるときは代行する。
- 6 その他定める役員とは、専門的分野等で必要が生じたときに任命する。

#### 第11条 (任期)

- 1 協会役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 各地域支部長および各地域副支部長の任期は別に定める。

#### 第12条 (協会役員解任)

協会役員が次の各号のいずれかに該当するときは、協会役員3分の2以上の決議をもって解任することが出来る。

- 1 職務上の義務や本規約に違反したとき
- 2 心身の病気で職務遂行が困難になったとき
- 3 その他、協会役員としてふさわしからぬ言動があったとき

## 第4章 支部

### 第13条 (支部)

- 1 支部の設置基準を以下の通り定める。
  - (1) 支部は、活動実績、人数、地理的条件を考慮して協会が定める。
  - (2) 支部の地域に一定期間以上大会に参加出来る愛好者が12名以上いる。
  - (3) 自薦・他薦を問わずリーダーシップを取れる参加者が2名以上いる。
  - (4) 定例会を適宜開催できる。

### 第14条 (支部役員)

各支部には、次の各号に掲げる支部役員を置く。

支部長は協会本部を兼任する。

- 1 支部長 1名
- 2 副支部長 1名

### 第15条 (支部役員を選出)

- 1 支部長は概ね当該地域に居住者の中から選出し、略歴、選出、経過を会長、副会長に連絡し、役員承認を得るものとする。
- 2 支部長は社会人とする。
- 3 副支部長は社会人が望ましい。

### 第16条 (任期)

- 1 支部役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 何らかの事情により継続が困難になった場合の残任期間は副支部長が兼任するか、当該地域に居住する者より選出する。

### 第17条 (会計報告)

年度末にその年度の会計を協会ホームページ等に報告することとする。

### 第18条 (事業)

各地方組織は以下の事業を行う。

- 1 立体パズルの普及活動
- 2 地方大会の開催
- 3 定例会の開催
- 4 その他、必要と認める事業

## 第5章 改定

### 第19条（規約・規則改定）

- 1 規約・規則の改定については以下に定める通りとする。
  - (1) 規約を改定する場合は、規約改定会議に参加する協会役員の3分の2以上の賛成を持って承諾とする。
  - (2) 規則の改定については、規則改定会議に参加する協会役員の2分の1以上の賛成を持って承諾とする。

### 第20章（会議）

- 1 規約・規則の改定に関する会議は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 2 会議は必要に応じて、インターネットメールやウェブ会議にて行うことができる。

## 第6章 附則

### 第21条（関連規定）

本規則の施行にあたり、協会運営に必要な事項について、次の規定等を別に定める。

- 1 日本ルービックキューブ協会事務処理規定

### 第22条（運用開始）

本規約は平成23年8月18日に制定し、同日より実施する。

以 上